



島根県報

平成18年3月31日(金)
号外第74号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県立ふるさとの森条例施行規則の一部を改正する規則

(林 業 課)

公布された条例等のあらまし

島根県立ふるさとの森条例施行規則の一部を改正する規則(規則第54号)

1 規則の概要

利用者の遵守事項について改正することとした。(第10条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立ふるさとの森条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第54号

島根県立ふるさとの森条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立ふるさとの森条例施行規則(平成5年島根県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第10条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

